

要支援1. 2、要介護1の方の

車いす・ベッド等の貸与について

介護保険課 給付係

令和8年4月発行

1. 要介護 1 以下の方に対して、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを福祉用具貸与する際の考え方とケアマネジャー等が行なうべきこと

種目	貸与の対象となる者	基本調査の結果	介護支援専門員、地域包括支援センター担当者が行なうべき事	制度改正
車いす (付属品を含む)	(一) 日常的に歩行が困難な者	1-7 「3. できない」	① 調査票の写しを入手。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	H18.4
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		① 通院や買物等日常生活の範囲において、移動の支援が特に必要と認められるかどうかをケアマネが確認。 ② 主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員を含むサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	
特殊寝台 (付属品を含む)	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	1-4「3. できない」	① 調査票の写しを入手。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	H18.4
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」		
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	1-4「3. できない」以外	① 医師の医学的な所見に基づき、3 ページの i、ii、iii のいずれかに該当するかどうかを確認し、確認書を記入する。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と認められる。 ③ 板橋区に確認書と、サービス担当者会議の要点(第4表またはE表別表)の写しを提出し、確認をもらう。	H19.4
(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」以外			
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」	① 調査票の写しを入手。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	H18.4
	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」以外	① 医師の医学的な所見に基づき、3 ページの i、ii、iii のいずれかに該当するかどうかを確認し、確認書を記入する。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と認められる。 ③ 板橋区に確認書と、サービス担当者会議の要点(第4表またはE表別表)の写しを提出し、確認をもらう。	H19.4

種目	貸与の対象となる者	基本調査の結果	介護支援専門員、地域包括支援センター担当者が行なうべき事	制度改正
認知症老人徘徊感知機器	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかの支障がある者かつ  (二) 移動において全介助を必要としない者	以下のいずれか 3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、 又は3-2~3-7のいずれか「2. できない」 又は3-8~4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む かつ 2-2「4. 全介助」以外	① 調査票の写しを入手。  ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	H18.4
	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかの支障がある者かつ  (二)移動において全介助を必要としない者	以下のいずれも 3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 又は3-2~3-7のいずれか「2. できない」以外 又は3-8~4-15 のいずれか「1.ない」 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されていない場合も含む かつ 2-2「4. 全介助」	① 医師の医学的な所見に基づき、3 ページの i、ii、iiiのいずれかに該当するかどうかを確認し、確認書を記入する。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と認められる。 ③ 板橋区に確認書と、サービス担当者会議の要点(第4表またはE表別表)の写しを提出し確認をもらう。	H19.4
移動用リフト	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	1-8「3.できない」  2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」	① 調査票の写しを入手。  ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	H18.4
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者		① 生活環境において、段差の解消が必要かどうかケアマネが確認。 ② 主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員を含むサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	1-8「3.できない」以外  2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」以外	① 医師の医学的な所見に基づき、3 ページの i、ii、iiiのいずれかに該当するかどうかを確認し、確認書を記入する。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と認められる。 ③ 板橋区に確認書と、サービス担当者会議の要点(第4表またはE表別表)の写しを提出し確認をもらう。	H19.4

## 2. 要介護3以下の方に対して、自動排泄処理装置を福祉用具貸与する際の方とケアマネジャー等が行なうべきこと

種目	貸与の対象となる者	基本調査の結果	介護支援専門員、地域包括支援センター担当者が行なうべき事	制度改正
自動排泄処理装置	以下のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とするもの  かつ  (二) 移乗が全介助を必要とするもの	基本調査2-6「4.全介助」 基本調査2-1「4.全介助」	① 調査票の写しを入手。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントに基づき、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。	H24.4
	以下のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とするもの  (二) 移乗が全介助を必要とするもの	基本調査2-6「4.全介助」以外 基本調査2-1「4.全介助」以外	① 医師の医学的な所見に基づき、3 ページの i、ii、iii のいずれかに該当するかどうかを確認し、確認書を記入する。 ② サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と認められる。 ③ 板橋区に確認書と、サービス担当者会議の要点(第4表またはE表別表)の写しを提出し確認をもらう。	H24.4

## 3. 平成19年4月改正により、見直された例外給付について

### (1) 対象者について

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当するに至ることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

### (2) 判定方法

- 1) 上記 i) ~ iii) のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づいている。
- 2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と認められる。
- 3) 1)・2) のいずれも満たしていることを板橋区が確認する。

### (3) 確認における必要書類

- 1) 軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認書  
※ 医師からの医学的な所見を基に、担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が記入する。
- 2) サービス担当者会議の要点(第4表またはE表別紙)の写し

#### (4) 必要書類記入上の留意点

- 1) 確認書の「状況等」欄の記載については、上記 i) ~ iii) の状況を具体的に記載する。
- 2) 原則、4表 (E表別紙) にも確認した医師の氏名や医師の所見を記載する。
- 3) 電話で問い合わせた場合などで医師の氏名や所見を4表 (E表別紙) には記載することが困難な場合は、問い合わせた内容を5表 (E表) に記載し、4表 (E表別紙) には「5表 (E表) に記載した内容の通り」と記載しておく。その場合5表 (E表) を板橋区へ確認提出する必要はない。
- 4) 診断書や主治医意見書にて確認した場合は、その所見が上記 i) ~ iii) に該当する内容かどうか確認した上で、主治医名やその所見を、4表 (E表別紙) に記載しておく。尚、4表 (E表別紙) への記載が困難な場合は、3) の方法でも良い。
- 5) 4表 (E表別紙) に、サービス担当者会議にて福祉用具貸与が必要であると判断された旨の記載をする。

#### (5) 確認書類の提出先

・介護保険課 (区役所) 給付係 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

- ※ 担当のケアマネジャー (又は地域包括支援センター職員) が直接持参して提出する。介護保険課給付係あて郵送可。
- ※ 貸与給付算定の取扱いについては、**確認月の初日**からになる。  
そのため、新規申請・区分変更中の暫定プランで必要なときは、認定結果を待つと遡れないので、一次判定を確認して申請中に出すこと。
- ※ 更新などで新たに認定結果が出た場合は、確認書とサービス担当者会議の要点を**再度提出する必要がある**。

#### 4. 平成21年4月の介護保険改正に伴う変更点

基本調査項目が変更されたため、上記表内にある「基本調査の結果」の項目番号が変更された。

#### 5. 平成24年4月の介護保険改正に伴う変更点

要介護1、2、3の方にたいしては、原則として貸与算定できない用具として自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く) が追加された。

#### (参考)

##### 1. 例外として福祉用具貸与を行う場合のケアマネジャー等が作成すべき文書について

居宅サービス計画書1から3表 (A~D表) を用いて、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づけ、それが必要な理由を記載しておく。サービス担当者会議の要旨は4表 (E表別表) に記載する。主治医が出席できない場合は、主治医に照会した結果を5表 (E表) に記載しておく。

##### 2. 例外として福祉用具貸与を行う場合の福祉用具貸与事業所が確認、確認すべき文書について

- (1) 要介護認定 基本調査の結果にもとづき、給付を行う場合  
ケアマネ等が作成した「居宅サービス計画表」を入手し、福祉用具貸与が必要である旨を確認し、サービス記録と併せて保存しなければならない。
- (2) 該当の調査結果が無い (車いすと移動用リフトのみ) 場合と平成19年4月改正の例外給付の場合  
居宅サービス計画書1から4表 (必要に応じて5表)、介護予防サービス・支援計画表A、B、C、D、E別表 (必要に応じてE表) を、サービス記録と併せて保存しなければならない。

**3. 例外的給付に限らず、(介護予防)福祉用具貸与と(介護予防)特定福祉用具購入を居宅サービス計画に位置付ける場合のケアマネジャー等の責務**

- (1) 福祉用具貸与(以下貸与)及び特定福祉用具販売(販売)については、必要性を十分に検討せず選定した場合、利用者の自立支援を大きく阻害する恐れがあるため、検討の過程を記録する必要がある。
- (2) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に、貸与及び販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に貸与や販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (3) 特に貸与については居宅サービス計画(介護予防サービス計画)作成後、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、主治医からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、福祉用具貸与が必要な理由を当該計画書に記載しなければならない。

**4. 例外的給付に限らず、福祉用具貸与・販売する場合の福祉用具専門相談員の責務**

- (1) 貸与事業所・販売事業所の福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係るサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定の為の助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 貸与事業所・販売事業所の福祉用具専門相談員は、利用者ごとに(介護予防)福祉用具貸与(販売)計画を作成しなければならない。なお、貸与と販売の両方の利用がある場合には一体的に作成すること。(H24.4より、H30.4一部改正)
  - 福祉用具貸与(販売)計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の種類、当該機種を選定した理由等を記載すること。
  - 福祉用具貸与(販売)計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。尚、福祉用具貸与(販売)計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合には、当該福祉用具貸与(販売)計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
  - 福祉用具貸与計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成し、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
  - 福祉用具販売計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成し、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。福祉用部販売事業者は、居宅介護支援事業者から福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、提供することに協力するよう努めるものとする。